

# 可児市学校規模適正化に関する基本方針

平成25年3月

(令和3年3月改定)

可児市教育委員会

## 目 次

I	学校規模適正化に対する基本的な考え方	1
1	基本方針策定の趣旨	1
2	望ましい学校規模について	2
(1)	1学級の人数について	2
(2)	学級数について	3
3	学校規模適正化への方策について	4
(1)	小規模校	4
(2)	大規模校	4
(3)	通学区域の基準	4
4	学校の適正規模及び適正配置の具体的な進め方	5
II	校区別の学校規模適正化の考え方	6
1	蘇南中学校区	6
(1)	今渡南小学校、土田小学校、今渡北小学校	6
(2)	蘇南中学校	7
2	中部中学校区	8
(1)	東明小学校、旭小学校、広見小学校	8
(2)	中部中学校	8
3	西可児中学校区	9
(1)	春里小学校、南帷子小学校	9
(2)	西可児中学校	10
4	東可児中学校区	11
(1)	桜ヶ丘小学校	11
(2)	東可児中学校	11
5	広陵中学校区	12
(1)	帷子小学校	12
(2)	広陵中学校	12
6	共和中学校区	13
(1)	兼山小学校	13
(2)	可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校	14
III	まとめ	15

# I 学校規模適正化に対する基本的な考え方

## 1. 基本方針策定の趣旨

可児市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての大規模な住宅開発により人口が急増し、それに伴い増加した児童生徒に対応するため、小中学校の分離新設や増築を行ってきました。

しかし、近年の状況は、住宅団地の成熟などにより全体的には児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでいる地域がある一方、新たな住宅開発や外国籍市民の増加により児童生徒数が増加し校舎（鉄骨造）を増築して対応するなど、学校間において児童生徒数や学級数に大きな差が生じています。

住民登録人口（令和 3 年 1 月 1 日現在）から将来の児童生徒数を推計しますと、地域によっては減少を続ける学校がある一方で今後も増加していく学校もあるなど、今後さらに学校間の差が広がっていくことが懸念されます。

こうした中、小規模な学校では、家庭的な雰囲気の中で、教職員の目を子どもたち一人ひとりに行き届かせながら教育活動が行われるという良さが考えられる一方で、集団生活の中から得られる社会性や協調性を育む機会が減少したり、人間関係や評価が固定化されやすい、また、大規模な学校においては、集団の中で多様な考え方に触れ、切磋琢磨でき、社会性を身に付けやすいという良さがある一方、一人ひとりの活躍できる機会が少なくなったり、学習活動を行うための施設の使用が制限されるなど、小規模校、大規模校それぞれに良さや課題があります。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、どの地域に暮らす児童生徒も同じようにより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるよう、市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や方策を検討するため、平成 23 年 7 月に、学識経験者、市民公募委員、自治会、保護者、学校長の代表者を構成員とする「可児市学校規模適正化検討委員会」を設置し、平成 24 年 7 月に提言を受けました。

教育委員会では、この検討委員会からの提言内容を十分に尊重したうえで、現在の可児市立小中学校が抱える学校の教育環境による課題に対応するため、教育効果や学校運営、施設改修計画等、幅広い視点で検討を行い、子どもたちにとってより良い教育環境の確保と充実を図るため、平成 25 年に「可児市学校規模適正化に関する基本方針」を定めました。

策定以来、基本方針に基づき各学校における児童生徒数を注視してきましたが、年月の経過とともに児童生徒数の推移の変化も生じたことに伴い、基本的な考え方は踏襲しつつ今後の進め方や数値の見直しなどを令和 2 年度に行いました。

## 2. 望ましい学校規模について

### (1) 1学級の人数について

平成24年9月、文部科学省は「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の報告を踏まえ、平成25年度から29年度までの5年間で小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現と、いじめ問題、教育格差解消などの個別の教育課題への対応を推進することを内容とした、子どもと正面から向き合うための「新たな教職員定数改善計画(案)」を策定しました。

提言書では、平成22年8月に文部科学省が示した「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」を参考に、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現のため、また、学級においては多様なグループ活動を効果的に行うためには、1学級あたりの児童生徒数は、30人から35人が望ましいとしています。

教育委員会では、国及び検討委員会の内容を参考に検討を進め、可児市の望ましい1学級あたりの児童生徒数を、30人から35人としました。

しかし、望ましい学級編制の実施にあたっては学級数の増加に伴う教職員の増員や学校施設の整備など市独自で実施するには財政負担等、大きな課題もありますので、国や県に対して定数改善計画の早期実現や施設整備に伴う財政負担について要望してまいります。

可児市においてはすでに小学校3年生まで35人以下で学級編制がされていますが、令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正され、小学校については小学校2年生を始めとして令和3年度から5年かけて計画的に学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げることとなりました。

この法改正に伴い、県において、令和3年度から小学校4年生を原則35人学級とすることが決定されました。今後、中学校も含め学級編制の標準が35人に段階的に引き下げられる予定であるため、可児市においても県の動向を注視しながら、35人学級への対応に必要な施設整備等を行ってまいります。

#### < 1学級の人数 >

	小学校	中学校
1学級の人数	30～35人	30～35人

参考 <可児市の少人数学級の状況(※は予定)>  
小学校1年生 = 35人学級 (平成17年度から)  
小学校2年生 = 35人学級 (平成18年度から)  
小学校3年生 = 35人学級 (平成25年度から)  
小学校4年生 = 35人学級 (令和3年度から)  
小学校5年生 = 35人学級 (令和4年度から)※  
小学校6年生 = 35人学級 (令和5年度から)※  
中学校1年生 = 35人学級 (平成23年度から)  
中学校2年生 = 35人学級 (令和4年度から)※  
中学校3年生 = 35人学級 (令和5年度から)※  
上記以外の学年・年度 = 40人学級

## (2) 学級数について

学校は、子どもたちが知識や学力、体力を身につけるとともに、集団の中で豊かな人間関係を築き、さまざまなことを学習しながら自主自立性を育てていく場です。

発達段階における子どもの人格形成面においても、学校でのグループ活動やクラブ活動、学校行事等を通して社会性を育むことが求められており、また、クラス替えは新しい人間関係を築き、そこから多様な価値観や競争心を身に付けるなどの効果があり、そのためには、ある程度の学校規模が必要であると考えます。

具体的には、少なくとも1学年1学級以上であることが必要であり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したりするためには、1学年2学級以上であることが望ましいと考えます。

教育委員会としては、提言内容を参考に学校規模によるメリット・デメリットを考慮し、「小規模校」「適正規模校」「大規模校」の3つに区分し、可児市においてより高い教育効果が得られる理想的な規模の学校を「適正規模校」としました。

### 学校規模の定義

#### <小学校>

学級数	11 学級以下	12 学級～ 24 学級	25 学級以上
規 模	小規模校	適正規模校	大規模校

#### <中学校>

学級数	11 学級以下	12 学級～ 18 学級	19 学級以上
規 模	小規模校	適正規模校	大規模校

#### (参考) 国の基準

##### ◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から(中略)第68条までの規定は、中学校に準用する。(後略)

##### ◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

### 3. 学校規模適正化への方策について

教育委員会では、どの地域に暮らす児童生徒も同じようにより良い教育環境の中で効率的な教育が受けられるよう、適正規模の学校を適正に配置することを基本とし、今後、適正規模以外の学校については、以下のような方策で適正化に向け検討していきます。

#### (1) 小規模校

小規模校については、住民基本台帳人口により算出される将来の児童生徒数の推移や校舎等の改修時期などを見極めながら、統廃合や通学区域の見直しなど、各学校の状況に応じた方策で適正化を進めます。

#### (2) 大規模校

大規模校については、住民基本台帳人口により算出される将来の児童生徒数の推移や校舎等の増改築時期を見極めながら、児童生徒数が大幅に増加した場合は、普通教室に転用可能な教室の改修や教室（鉄骨造）の増築、必要に応じては、通学区域の変更など各学校の状況に応じた方策で適正化を進めます。

#### (3) 通学区域の基準

◇通学距離は、安全確保に十分な配慮をしたうえで、児童生徒の教育環境に差が生じないよう、小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルまでを標準とした配置を検討していきます。

◇通学区域が自治会や自治連合会を分断している地区については、該当校の児童生徒数の将来推計や地域との関わり、地理的条件、指定された歴史的経緯、保護者や地域住民の意向などを総合的に判断して地域の実情に応じた通学区域になるよう検討を行います。

#### 4. 学校の適正規模及び適正配置の具体的な進め方

学校の適正規模及び適正配置を進めるにあたっては、望ましい学校規模とすることに加え、児童生徒数の将来推計や地域との関わり、歴史的背景を考慮しつつ、児童・生徒やその保護者の意向を優先して考え、地域の状況等も含め総合的に判断する必要があります。

単なる数合わせの区域変更とならないよう、次のように取り組んでまいります。

- (1) 学校規模の適正化を進めるにあたっては、各学校がそれぞれの歴史を持ち、これまで地域社会と密接な関係を持ってきたことなどを踏まえ、児童・生徒やその保護者の意向を優先して考え、地域の方々の意見を聞き、理解を得ながら進めていくことが必要だと考えます。

そのため、必要に応じ、保護者や地域住民、自治会、学校関係者などへの情報提供等を行いながら「子どもたちのより良い教育環境」という視点に基づき、十分な検討を行い、適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討していきます。

- (2) 通学区域の変更は、「可児市立小学校及び中学校通学区域審議会」において、地域の一体性や通学距離、通学の利便性や安全性などを十分考慮したうえで、慎重に調査・審議を進めていただき、その答申を得て教育委員会で決定していきます。

## II 校区別の学校規模適正化の考え方

教育委員会では、市内5つの中学校区（蘇南・中部・西可児・東可児・広陵）と可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校区について、住民基本台帳により推計可能なこの先6年間の児童生徒数の推計値（以下「住基値」という。）をもとに、通学条件や校舎等の改築時期などを十分考慮しながら、現在、適正規模の範囲内にはない学校、将来的に適正規模を逸脱する学校、適正規模ではあるが教室が不足する可能性のあるそれぞれの学校について、望ましい教育環境が確保されるよう検討し、次のようにまとめました。

なお、小学校1年生から3年生まで及び中学校1年生は学級編制の標準を35人学級として、その他の学年については原則40人学級として学級数を算定しています。ただし、小学校4年生は令和3年度から、小学校5年生及び中学校2年生は令和4年度から、小学校6年生及び中学校3年生は令和5年度から35人学級として学級数を算定しています。

### 1. 蘇南中学校区

#### (1) 今渡南小学校、土田小学校、今渡北小学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
今渡南小	住基値	児童数	514	478	508	508	486	498	534	575	579	605	629	629	620	619	616
		学級数	17	16	15	15	15	16	18	18	19	19	20	20	20	20	20
土田小	住基値	児童数	505	496	514	512	483	484	487	497	495	502	510	501	512	487	480
		学級数	17	16	17	16	16	16	18	17	17	17	18	18	18	17	17
今渡北小	住基値	児童数	824	846	836	840	856	872	922	951	937	940	957	1,000	979	981	1,023
		学級数	24	27	25	26	25	27	28	28	28	29	30	32	31	31	32

適正規模校	今渡南小学校、土田小学校
大規模校	今渡北小学校

#### ※今後の進め方

◇今渡北小学校は、令和2年度の学級編制では大規模校となっており、住基値では児童数が増加傾向を示しています。

また、当校区には外国籍児童が多く、毎年、転出入による増減が学級編制に与える影響は非常に大きなものがあります。

また、平成29年度に教室（鉄骨造）を増築しましたが、35人学級が進んだ場合、教室が不足することが予想されます。

このため、当面は推移を注意深く見守ることとし、このまま児童数が増加し、教室が不足する場合には、普通教室に転用可能な教室の改修や教室（鉄骨造）の増築など状況に応じて対応していきます。

今後、適正な規模を大きく上回る状況が続き、臨時的な対応で解消することが困難になると予測される場合には、通学区域を変更することを視野に入れた検討が必要になると考えます。その際には、子どもたちに過度の負担がかかり日常生活に影響が生じないよう、自治会など地域との一体性や通学の利便性、安全性などを十分考慮したうえで児童やその保護者、学校関係者、地域住民とそれぞれの立場から「子どもたちの望ましい教育環境」という視点で十分な協議を行い、慎重に検討していきます。

(参考) 今渡北小学校の外国籍児童の推移 ※令和2年度までは実数値(各年5月1日時点)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
外国籍児童数	97	105	112	120	135	146	171	210	198	202	211	228	207	207	216

## (2) 蘇南中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の生徒数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
蘇南中	住基値	生徒数	894	906	921	917	934	950	930	879	912	926	926	938	987	1,041	1,048
		学級数	24	25	25	25	26	26	26	25	26	25	26	28	30	32	32

大規模校	蘇南中学校
------	-------

### ※今後の進め方

◇蘇南中学校は、住基値では生徒数が増加傾向を示しており、適正規模を大きく超えると予測されます。

また、当校区には外国籍生徒が多く、毎年、転出入や進学による増減が学級編制に与える影響は非常に大きなものがあります。

生徒数は増加していますが、令和2年度に校舎の老朽化に伴う大規模改造工事の代替教室として、校舎(鉄骨造)を増築したことから、当面は推移を注意深く見守ることとします。

今後、適正な規模を大きく上回る状況が継続し、教室の改修や増築で解消することが困難になると予測される場合には、通学区域の変更も選択肢として検討する必要があると考えます。その際には、子どもたちに過度の負担がかかり日常生活に影響が生じないよう、自治会など地域との一体性や通学の利便性、安全性などを十分考慮したうえで児童・生徒やその保護者、学校関係者、地域住民とそれぞれの立場から「子どもたちの望ましい教育環境」という視点で十分な協議を行い、慎重に検討していきます。

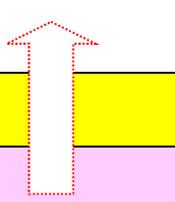
## 2. 中部中学校区

### (1) 東明小学校、旭小学校、広見小学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
東明小	住基値	児童数	314	301	286	275	265	257	253	240	227	213	210	198	185	181	168
		学級数	12	12	12	12	12	11	11	10	9	9	9	9	8	7	7
旭小	住基値	児童数	688	648	624	583	538	496	479	458	436	412	399	375	355	330	314
		学級数	20	20	20	19	17	17	16	15	15	14	14	13	12	12	12
広見小	住基値	児童数	807	810	830	809	819	825	805	805	813	787	787	762	777	771	731
		学級数	26	26	27	25	24	24	24	25	25	24	24	24	24	24	23

適正規模校	旭小学校
小規模校	東明小学校
大規模校	広見小学校



#### ※今後の進め方

◇東明小学校は、令和2年度では小規模校に該当し、住基値では児童数が減少傾向を示していることから、今後も推移を注意深く見守ることとします。

◇広見小学校は、令和2年度では適正規模を超えています。住基値では児童数が減少傾向を示しており、将来は適正規模の範囲内となることが予測されるため、当面は推移を見守ることとします。

### (2) 中部中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の生徒数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
中部中	住基値	生徒数	870	876	840	848	817	827	822	824	802	791	774	768	735	728	697
		学級数	22	24	23	24	22	23	23	23	22	22	22	22	23	22	22

大規模校	中部中学校
------	-------

#### ※今後の進め方

◇中部中学校は、適正規模を超えて推移すると予測されますが、住基値では生徒数が減少傾向を示しているため、当面は推移を見守ることとします。

### 3. 西可児中学校区

#### (1) 春里小学校、南帷子小学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
春里小	住基値	児童数	461	450	435	431	422	423	410	371	339	322	303	287	278	275	269
		学級数	14	14	14	13	13	13	14	12	12	12	12	12	12	12	12
南帷子小	住基値	児童数	370	367	336	329	305	313	296	280	286	279	285	265	264	257	249
		学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	10

適正規模校	春里小学校、南帷子小学校	
小規模校	↓	↓

#### ※今後の進め方

◇春里小学校は、住基値では児童数が減少傾向を示しており、令和8年度からは小規模校となることが予測されていますが減少傾向も緩やかであることから、当面は推移を見守ることとします。

◇南帷子小学校は、現在のところは適正規模校ですが、住基値では児童数が減少傾向を示しており、令和5年度からは小規模校となることが予測されていますが減少傾向も緩やかであることから、当面は推移を見守ることとします。

また、南帷子小学校区と帷子小学校区に分断されている「長坂地区」および、南帷子小学校区と春里小学校区に分断されている「若葉台地区」の区域変更については、児童やその保護者、学校関係者、自治会などの地域の方々と、それぞれの立場から「子どもたちのより良い教育環境」という視点で協議し、合意形成を図った上で検討を進めていきます。

ただし、児童数の推移によっては帷子小学校との統合に向けた検討も必要になってくると考えます。

## (2) 西可児中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の生徒数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
西可児中	住基値	生徒数	474	467	431	409	405	379	396	402	391	374	343	348	326	301	279
		学級数	14	14	13	12	13	12	11	12	12	11	11	12	11	10	9

適正規模校	西可児中学校
小規模校	↓

### ※今後の進め方

◇西可児中学校は、令和2年度は適正規模校ですが、生徒数が減少傾向を示しており、住基値では令和3年度から小規模校となることが予測されていることから、当面は推移を注意して見守ることとします。

ただし、広陵中学校の生徒数の減少が継続する場合には、広陵中学校との統合に向けた検討も必要になってくると考えます。

#### 4. 東可児中学校区

##### (1) 桜ヶ丘小学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
桜ヶ丘小	住基値	児童数	675	682	672	652	643	631	601	572	547	505	465	423	376	336	308
		学級数	20	21	22	21	20	19	18	18	18	17	16	15	14	13	12

適正規模校	桜ヶ丘小学校
-------	--------

##### ※今後の進め方

◇桜ヶ丘小学校は、住基値では児童数が減少傾向を示していますが、新たな住宅開発により生徒数が増加する可能性があり、今後も適正規模の範囲内で推移することが予測されるため、当面は推移を見守ることとします。

##### (2) 東可児中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の生徒数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
東可児中	住基値	生徒数	302	291	301	311	312	305	297	298	307	303	299	295	284	269	245
		学級数	9	9	9	10	9	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9

小規模校	東可児中学校
------	--------

##### ※今後の進め方

◇東可児中学校は、住基値では今後も適正規模を下回ると予測されますが、新たな住宅開発により生徒数が増加する可能性があるため、当面は現状を維持することとし、長いスパンでその推移を注意して見守ることとします。

ただし、将来において生徒数の減少傾向が継続する場合には、適正化を図るため、場合によっては中部中学校の通学区域を変更する選択肢も検討する必要があると考えます。

## 5. 広陵中学校区

### (1) 帷子小学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
帷子小	住基値	児童数	483	489	481	479	463	465	488	524	571	586	624	616	596	544	505
	学級数	17	17	16	16	16	15	16	16	18	19	21	21	21	19	17	

適正規模校	帷子小学校
-------	-------

#### ※今後の進め方

◇帷子小学校は、住基値では令和4年度までは児童数が増加し、それ以降は減少傾向を示しておりますが、今後も適正規模の範囲内で推移していくと予測されるため、今後もその推移を注意して見守ることとします。

ただし、南帷子小学校の児童数の減少が継続する場合には、南帷子小学校との統合に向けた検討も必要になってくると考えます。

### (2) 広陵中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の生徒数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
広陵中	住基値	生徒数	225	232	211	220	231	253	244	218	216	210	246	272	311	322
	学級数	7	8	6	7	7	8	9	8	7	8	8	9	9	10	11

小規模校	広陵中学校
------	-------

#### ※今後の進め方

◇広陵中学校は、適正規模を下回っていますが、住基値では生徒数は増加傾向を示しているため、推移を十分注意して見守ることとします。

ただし、今後、生徒数が減少する状況になれば、西可児中学校との統合や蘇南中学校の通学区域を変更し、区域を拡大することも視野に入れた検討も必要になってくると考えます。

## 6. 共和中学校区

### (1) 兼山小学校、(伏見小学校)

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年2月18日時点の児童数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
兼山小	児童数	69	65	64	64	61	62	61	57	49	50	53	52	52	54	50
	1年生	11	7	14	11	10	10	11	9	6	9	12	7	8	9	5
	2年生	10	11	6	13	10	10	10	11	8	9	9	12	7	8	9
	3年生	13	10	10	7	13	9	10	8	9	7	9	9	12	7	8
	4年生	10	13	9	10	7	12	9	9	8	8	7	9	9	12	7
	5年生	16	10	15	10	11	9	12	8	8	8	8	7	9	9	12
	6年生	9	14	10	13	10	12	9	12	10	9	8	8	7	9	9
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5

小規模校	兼山小学校
------	-------

#### ※今後の進め方

◇兼山小学校は、1学年1学級の状況にあり、市立の小学校の中で最も小規模な学校となっています。

住基値では令和7年度から複式学級を編制するまで児童数が減少することが予測されます。また、今後の児童数の減少割合によっては、複式学級となる年度が早まる可能性もあることから、歴史的背景や通学方法、施設改修計画なども考慮したうえで、児童やその保護者の意向を優先して考え、学校関係者等と協力しながら「子どもたちのより良い教育環境」という視点で統合も視野に入れた検討を進めていきます。その際には必要に応じ、地域住民、学校関係者などへの情報提供等を行い、理解を得ながら取り組みます。

複式学級とは、異なる学年の児童を1つの学級に編制することです。小学校の場合は、国の基準では児童数が2つの学年で16人以下（1年生を含む場合は8人以下）となった場合に1学級になりますが、岐阜県の基準は15人以下（1年生を含む場合は8人以下）となった場合に1学級になります。

複式学級では、1人の先生が異なる学年の授業を受け持つこととなりますので先生の指導と自習が半分ずつになる場合があります。

## (2) 可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校

※令和2年度までは各年5月1日時点、令和3年度は令和3年1月1日時点の生徒数

			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
共和中	住基値	生徒数	32	32	35	33	37	33	35	31	33	31	31	27	25	24	25
		学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※生徒数は、兼山地区の生徒数。学級数は、中学校全体の学級数

小規模校	共和中学校
------	-------

### ※今後の進め方

◇共和中学校は、可児市と御嵩町との組合立で運営されており、学校も御嵩町内にあるという状況で、可児市の中で兼山地区の生徒が市内の中学校に通学できない環境にあります。

しかし、兼山地区はこれまで組合の一員として運営に関係してきた長い歴史があり、また可児市との合併協議の中で共和中学校に通学すると決定した歴史的背景もあるため、当面はこの状態を注意深く見守ることとします。

今後、兼山地区の児童・生徒やその保護者などの意見を十分に聞きながら、生徒にとってより良い教育環境の提供に取り組んでいきます。

### Ⅲ まとめ

学校は、次代を担う子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていく場であるとともに、地域コミュニティの中核的役割や防災拠点となる重要な施設です。

基本方針の策定にあたっては、こうしたことを踏まえ、市内のどの地域に暮らす子どもたちも同じようにより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるには、どの程度の学校規模で教育が行われるのが望ましいか、また、それを実現するためにはどのような手法が必要になるのかを、全ての学校について検討を進めてまいりました。

市の財政状況が依然厳しい中で、多様化する教育ニーズに対応していくためには、公平性の確保や効率的、効果的な学校運営を行うことも必要となってきます。

また、外国籍児童生徒の増加や特別支援学級の増加、学級編制の標準が35人となることなど様々な要因により、教室数の確保や施設整備が必要となることが予想されます。

今後は、各学校における児童生徒数の増減動向を常に注視しつつ、この基本方針を基に学校、地域、行政が連携して、望ましい教育環境の確保、充実を図ってまいります。

また、この基本方針は、今後の可児市において教育環境を整備する取り組みの基本としますが、今後、児童・生徒やその保護者を中心とした市民の皆さんの幅広い意見や社会情勢、教育制度の変化等に合わせて必要に応じ、見直しを行ってまいります。